

知多都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）半田クリーンセンター整備事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

都市計画決定権者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）に記載する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画、工事計画の検討に当たっては、環境保全措置に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。また、調査の実施に当たっては、できる限り環境への影響が小さい手法を選定するよう留意すること。

特に、一般廃棄物最終処分場の跡地で行われるという事業の特性を踏まえ、埋立廃棄物の掘削による悪臭、水質、土壌及び地下水質に対する環境影響の回避、低減に十分配慮すること。
- (2) ごみ処理施設の処理能力については、今後検討して決定するとしているが、知多南部広域環境組合の構成市町の協力を得て廃棄物の更なる排出抑制を進めて、その結果を踏まえた処理能力の算定を行うこと。
- (3) ごみ処理施設の処理方式については、方法書では2通りの案の中から稼働実績、処理性能、維持管理性、安全性、環境保全性、生活環境への影響等を勘案して決定するとしており、検討の結果現在までにストロカ方式が選定されているが、比較検討の経緯及び内容をわかりやすく示すこと。
- (4) 事業実施区域内の既存のごみ処理施設等について、準備書作成までにその撤去又は廃棄に係る具体的な計画が策定され、本事業の一部として、解体又は撤去が行われることとなった場合には、その影響を適切に把握するよう調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 調査地点及び予測地点については、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (6) 調査、予測及び評価の結果を基に適切な環境保全措置を検討するとともに、必要に応じて、事後調査又は環境監視の計画を検討すること。
- (7) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、選定された項目及び手法を見直し、調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動

- (1) 大気質の現地調査については、四季各1週間の連続測定を行うとしているが、事業実施区域の周囲の土地利用の状況、既存の大気汚染常時監視測定局の位置等を踏まえ、事業実施区域内の現地調査地点では、硫黄酸化物、窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の測定を、1年間連続して行うこと。
- (2) 工事計画の検討に当たっては、周辺環境への配慮を行うため、低公害型建設機械及び低公害型の車両を積極的に採用すること。
また、供用時には、低公害型の車両を積極的に使用するよう知多南部広域環境組合の構成市町に働きかけること。
- (3) 微小粒子状物質については、現地調査により地域の状況を把握することとしているが、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、環境影響評価項目に追加して予測及び評価を行うこと。

3 低周波音

低周波音の測定は風の影響を強く受けることから、強風時を避けるなど、適切な条件下において測定を実施すること。

4 地下水の状況及び地下水質

- (1) 被圧地下水の水位及び水質については、事業実施区域における地盤の状況や地下水の流れを把握し、必要に応じて複数の帯水層で調査を実施すること。
- (2) 事業実施区域の周囲で地下水の水質汚濁に係る環境基準を超過した事例があることから、可能な限りその原因を把握し、今後実施する事業実施区域内での現地調査結果を踏まえて、必要に応じて、より綿密な調査を実施するとともに地下水汚染防止の対策を検討すること。

5 動物、植物、生態系

- (1) 現地調査において、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導、助言を得ながら、適切に調査を実施すること。
- (2) 緑地帯の設置計画等の検討に当たっては、地域の生態系に配慮すること。

6 景観

事業実施区域の周囲において新たなごみ処理施設を視認できる範囲を示した上

で、調査地点及び予測地点を適切に設定すること。

7 廃棄物等

掘削工事に伴い発生する廃棄物等については、廃棄物分析結果等により廃棄物等の発生量及び性状を適切に把握するとともに、適切な廃棄物等の処分計画を検討すること。

8 温室効果ガス等

- (1) 温室効果ガス等については、供用時におけるばい煙の排出、機械等の稼働に係る排出量のみを予測及び評価しているが、工事の実施における資材等の搬入及び搬出、建設機械の稼働等、並びに供用時における廃棄物等の搬入及び搬出に係る排出量についても予測及び評価を行うこと。
- (2) 周辺施設における余熱利用を積極的に進めるとともに、廃棄物発電については、より高い発電効率となるよう検討すること。

9 その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民等の意見を十分に検討すること。
- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書となる可能性があることから、その作成に当たっては、わかりやすい簡潔なものとなるよう配慮するとともに、使用する用紙等についても環境に十分配慮したものとすること。
- (3) 準備書の電子縦覧について検討すること。